

令和6年4月1日から 実施が義務付けられている取組

美作市役所 健康政策課 介護保険係

令和6年4月1日から実施が義務付けられている 令和3年度介護報酬等の改定事項

- (1) 高齢者虐待防止の推進
- (2) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け
- (3) 感染症対策の強化
- (4) 業務継続に向けた取組の強化
- (5) 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実
- (6) 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

(1) 高齢者虐待防止の推進

1. 対象サービス:全サービス

2. 概要

事業者は、虐待の発生または再発を防止するため、「虐待の未然防止」「虐待等の早期発見」「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点を踏まえ、次の措置を講じる必要があります。

3. 必要な措置

- ①運営規程への記載
- ②虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
- ③従業員への委員会結果の周知
- ④虐待防止のための指針の整備
- ⑤虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

4. 関連情報

【厚生労働省】高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

(2) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

1. 対象サービス:全サービス ※居宅介護支援事業所を除く

2. 概要

事業者は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる必要があります。事業所が新たに採用した従業員（新規・中途を問わず）で医療・福祉関係の資格を有さない者については、採用後1年を経過するまでに研修を受講させる必要があります。

□研修の受講が必須ではない者

・看護師・准看護師・介護福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・実務者研修修了者・介護職員初任者研修修了者・生活援助従事者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・訪問介護員養成研修一級・二級課程修了者・社会福祉士・医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・精神保健福祉士・管理栄養士・栄養士・あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師 等

3. 関連情報

【岡山県】令和5年度認知症介護基礎研修の実施について

<https://www.pref.okayama.jp/page/609339.html>

(3)感染症対策の強化

1. 対象サービス:全サービス

2. 概要

事業者は、事業所・施設において感染症が発生し、またはまん延しないよう措置を講じる必要があります。(施設系サービスは委員会・指針・研修については従前から規定あり)

3. 必要な祖措置

- ①感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催
- ②従業員への委員会結果の周知
- ③感染症予防及びまん延防止のための指針の整備
- ④研修・訓練(シミュレーション)の実施

4. 関連情報

【厚生労働省】介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kai-go_koureisha/taisakumatome_13635.html

(4) 業務継続に向けた取組の強化

1. 対象サービス:全サービス

2. 概要

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画(BCP)を策定し、計画に従い必要な措置を講じる必要があります。

3. 必要な措置

- ①業務継続計画の策定、定期的な計画の見直し
- ②従業員への業務継続計画の周知
- ③研修・訓練(シミュレーション)

4. 関連情報

【厚生労働省】介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

(5)施設系サービスにおける 栄養ケア・マネジメントの充実

1. 対象サービス:施設系サービス

2. 概要

入所者に対する栄養管理について、令和3年度から栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ、栄養管理を計画的に行う必要があります。

栄養管理の基準を満たさない場合、令和6年4月1日からは栄養管理に係る減算の対象となります。

3. 栄養管理の手順

- ①多職種共同での入所者ごとの栄養ケア計画の作成
- ②栄養ケア計画に従った栄養管理の実施、入所者の栄養状態の定期的な記録
- ③栄養ケア計画の進捗状況の定期的な評価、必要に応じた計画の見直し

4. 関連情報

【厚生労働省】介護保険情報Vol.936 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2021/0317103852381/ksvol.936.pdf>

(6)施設系サービスにおける 口腔衛生管理の強化

1. 対象サービス:施設系サービス

2. 概要

入所者に対する口腔衛生の管理について、令和3年度から口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして行うことを踏まえ、入所者の口腔衛生の管理を計画的に行う必要があります。

3. 口腔衛生の手順

- ①歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導の実施
- ②上記技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画の作成
- ③必要に応じた定期的な計画の見直し

4. 関連情報

【厚生労働省】介護保険情報Vol.936 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2021/0317103852381/ksvol.936.pdf>